

社会福祉法人 恩賜財団済生会
神栖済生会病院指定訪問リハビリテーション
(訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション)
【重要事項説明書】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団済生会茨城県支部が開設する神栖済生会病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報の提供を行うものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 神栖済生会病院訪問リハビリテーション 介護保険事業所番号 0875200925
- 2 所在地 茨城県神栖市知手中央7丁目2番45号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1人		病院と兼務
理学療法士	同	1人以上		病院と兼務
医師	同		1人以上	病院と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士

理学療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(3) 医師

医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、神栖市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

【基本額】

項目	単位	利用者負担額（1割の場合）
訪問リハビリテーション費	308 単位／回	308 円／回

介護予防訪問リハビリテーション費	298 単位／回	298 円／回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6 単位／回	6 円／回

【加算額】

項目	単位	利用者負担額（1割の場合）
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位／日	200 円／日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位／日	240 円／日
退院時共同指導加算	600 単位／回	600 円／日

2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

事業所から片道1kmあたり50円、最大500円

3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

（緊急時における対応方法）

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

（衛生管理）

第10条

- 1 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

第11条

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - （1）責任者の選定（責任者：管理者）
 - （2）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回）
 - （3）虐待等に対する相談窓口の設置

(4) その他虐待防止のために必要な処置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、事業継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就労関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防リハビリテーション）に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恩賜財団済生会茨城県支部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(当事業所が提供するサービスについての相談・苦情窓口)

第14条

①ご利用者相談窓口

窓口担当者：理学療法士 石毛輝明

ご利用時間：午前 8：30～午後 5：30

電話：0299-97-2111（代）

②介護認定について

神栖市役所 長寿介護課 0299-91-1702（直通）

③介護給付について

茨城県国民健康保険団体連合会 029-301-1550

第 15 条

提供するサービスの第三者による評価の実施状況

第三者による評価の 実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

上記の契約を証するため、本書二通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、一通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会
神栖済生会病院訪問リハビリテーション
茨城県神栖市知手中央 7-2-45
管理者 金沢義一

⑨

利用者

<住 所>

<氏 名>

⑨

代理人

<住 所>

<氏 名>

⑨

(続柄)